主 文

本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実

控訴人は、「原判決を取り消す。被控訴人が、昭和六一年(行)第五号事案につき、平成元年二月八日付でなした「要求事項(1)、ア及びイは、いずれも認めることができない。要求事項(2)、ア及びイは、いずれも取り上げることができない。」旨の判定を取り消す。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴代理人は、控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の事実上の主張は、原判決「第二事案の概要」に摘示のとおりであるから、ここにこれを引用する。

(証拠関係) (省略)

理由

よって、本件控訴を失当として棄却することとし、控訴費用の負担について民事 訴訟法九五条本文、八九条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 丹宗朝子 松津節子 原敏雄)